

令和4年第2回  
利根町議会定例会会議録 第4号

令和4年6月8日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	7番	花嶋 美清雄 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君

1. 欠席議員

8番 井原 正光 君

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君
生 涯 学 習 課 長	桜井 保夫 君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 荒 井 裕 二
書	記 辰 尾 尚 美

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 4 号

令和4年6月8日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。8番井原議員から、所用のため欠席という届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

9番通告，11番船川京子議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 9番通告，11番船川京子です。お忙しい中，傍聴席にお運びいただいた皆様，また，カメラの向こうで御視聴くださる皆様，心から感謝申し上げます。それでは，通告順に従いまして質問をさせていただきます。

初めに，若者の定住促進についてお伺いいたします。

町では，若者の移住・定住の促進を図ることを目的とし，大学等卒業後など利根町に居住し就労している場合，奨学金の返還に要する経費の一部を支援する利根町奨学金返還支援補助金を今年度より実施されています。創設された新制度の内容等は，町内全戸に回覧でお知らせされたことと思いますが，町民の方からのお問合せ等何か反響はありましたでしょうか。

私のところには，数件の問合せと要望の声が届いています。対象となるお子さんをお持ちの保護者の方からは喜びと期待の声が寄せられましたが，問合せの多くは対象から外れてしまう方たちからのものです。既に大学を卒業し，利根町から通勤している20代のお子さんがある親御さん，また，現在東京や埼玉，千葉などで一人暮らしをしているが家賃や生活費などの負担から実家に帰ることも考えていますが，利用できないのでしょうかなどです。

これまで複数回にわたり，制度の創設に向け，若者の移住・定住を目指し，つなぎ止めと引き寄せの二つの視点から，提案型の質問をしてまいりました。町で実施の運びとなった制度では，大学などの新卒者のみを対象としているため，つなぎ止めに対してはその効果が発揮される可能性に期待を寄せているところですが，事業展開を一步広げることにより，引き寄せに対しても有効性を望めるのではないかと考えます。

令和3年第2回定例会にて，この奨学金返還支援補助金に対する町のお考えをお伺いしたところ，担当課長は，答弁の中で次のように発言されています。「仮に20万円年間補助した場合には，10万円は国から特別交付税措置されます。残りの10万円は町の支出になるわけですが，当然利根町に住んでいただいて就職されるわけですから。そういった方の住民税，町民税も町に入りますので，実質的な負担はさほど大きくないというイメージを持っています」と。

対象者の拡充を図ることで20代の若者のつなぎ止め，また，Uターン，Iターン，Jターン等引き寄せの二極から若者の定住促進に寄与する可能性があると考えますが，町はどのように考えでしょうか，お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，船川議員の御質問にお答えをいたします。

今年度より開始しました利根町奨学金返還支援補助金制度については，対象者の要件を大学等の新規学卒者で当町に居住している方としていることから，既に卒業している方や

U, I, J ターンの方が対象外となっております。この制度概要のチラシを本年4月に各戸配布し、周知を図っているところですが、既に対象者の要件に関する問合せも多くいただいている状況でございます。

町としましては、議員のおっしゃるとおり、20代の若者の移住・定住促進につながるものと考えております。これらを踏まえ、町としましては、利根町奨学金返還支援補助金制度における対象者の要件拡充に向け、検討してまいりたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 検討されるというお答えをいただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

利根町奨学金返還支援補助金の広報について、お聞きしたいと思います。

制度が創設され、より多くの町民の方にその内容を知っていただくことが重要と感じています。特に、奨学金を返済していく当事者には強くアピールしていただきたいと望みます。町では、今年度当初予算より、新成人に贈る祝い品をより魅力的なものにと、新たな編成に取り組んでいただいています。そこで、利根町奨学金返還支援補助金のお知らせを、この祝い品とともに新成人の皆様へアピールしていただきたいと考えます。

4年制大学に通う新成人の多くは大学3年生となり、具体的な就活が始まります。中には、寮生活や御親戚宅、アパートでの一人暮らしなど町外に住む新成人であっても、成人式は利根町で開催される式典に参加される方が多くを占めていると認識しています。また、先ほど申し上げましたように、利根町奨学金返還支援補助金の内容を拡充することで、既に就職されている新成人や専門学校生などにも大きくアピールすることができると考えます。

成人式の祝い品の見直しを質問させていただいた狙いの理由として、若者に光を当てた事業展開を望むとともに、この利根町奨学金返還支援補助金を、より強く印象に残るタイミングで、当事者の若者に興味を引かれるようアピールしていただきたいとの思いもありました。さらに、義務教育の最終学年となる中学3年生の保護者の方たちにも、より強く印象に残る働きかけを行うことで、今後控える進学や就職時に、居住地の選択肢として利根町を加えていただける可能性の後押しになると考えます。

町には、若者の定住促進に効果的な広報を望みたいとお願いいたしますが、どのように町民の方にお知らせしていくお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

利根町奨学金返還支援補助金制度のPRにつきましては、今年度より開始された制度でございますので、議員がおっしゃったとおり、4月に全戸配布をさせていただいております。今後のPRの方法としましては、現在居住していない方や、議員おっしゃるとおり、

大学生の方でこちらのほうに帰省することも考慮しまして、夏のお盆前、帰省前の7月と年末の11月に広報紙に掲載したいと考えております。また、年末年始の連休前の12月に再度各戸配布を行いまして、御本人だけでなく、その御家族からPRをしていただきたいと考えております。

今、御質問にありました成人式につきましては、非常にいい機会だと考えておりますので、12月に各戸配布するものと同じものを新成人の方にお渡しすることも可能と考えておりますので、そのように対応させていただきたいと考えております。また、中学校3年生の保護者の方に関しましては、タイミングとしては、高校に行く、また大学に行く、そのためにこういう補助金の制度があるのだよということでお知らせすることは非常にいいと思うのですが、学校としましては直接すぐ知り得る情報ではないので、その辺につきましては、中学校のほうと相談しながら、可能であればPRをさせていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、課長からお答えいただいて、きめ細かく丁寧にお知らせの道筋を考えてくださっているということは、大変よく理解をいたしました。ただ、知らなければ何も起こりませんし、また今後、先ほど町長からいただいたお答えのように、町外から戻ってくる、またJターン、そういった方たちの可能性も見据えながら、よりお伝え漏れのないような形で広くお知らせをしていただきたいと思います。特に直接的に関係がないとしても、例えばお孫さんであったり、御友人であったり、口コミの効果というものも決してスルーできない部分かなと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町内で新居を構える新婚カップルに対する結婚祝いについてお聞きしたいと思います。

今年度より、町ではいばらき出会いサポートセンター入会登録料助成制度を創設し、結婚を希望する独身の方の出会いを応援しています。一組でも多くのカップル誕生を期待するとともに、ぜひとも新婚カップルが利根町に居住されることを念願するところです。この新制度の補助対象となる方は、利根町に住民登録がある独身の方とし、結婚後の居住先等に関する制限は設けられてはいません。そこで、せっかく町で応援されるのであれば、結婚後も利根町に住んでいただけることを期待し、町内に新居を構える新婚カップルへのお祝いについて御検討いただきたいと思いますと考えます。

先ほど質問いたしました、利根町奨学金返還支援補助金の対象者は、補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者としております。支援期間は最長10年間としていることから、ほぼ20代前半から30代前半の若者ということになります。結婚する可能性は、ほかの年代と比較しても低くはないと思います。また、利根町奨学金返還支援補助金を活用されている期間は町に居住される確率は高くなり、結婚のお祝いがその後の町居住の追い風になれば、若者の定住促進対策としての有効性を重ねて発揮されるのでは

ないかと考えます。

いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成制度や利根町奨学金返還支援補助金を活用されている若者のつなぎ止め、結婚を機に利根町に居住される方の引き寄せなど、町内で新居を構える新婚カップルに町からのお祝いを考えていただければと思います。例えば、町内にある商店やスーパーなどで使用できる商品券等をお祝いにする事で、町を知っていただく追い風になり、商店の活性化にも寄与できるのではと期待を持ちます。その商品券などをインキュベーション施設、チャレンジショップの利用につなげることができれば、今後の事業展開にもプラスになると考えます。さらに、役場で開催されている新鮮野菜の直売会の利用券なども御検討いただければ、町に対する愛着心の醸成にもつながるのではないのでしょうか。

町内で新居を構える新婚カップルに対する結婚祝いについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

ただいま議員からもおっしゃられたとおり、町のほうでは、利根町奨学金返還支援補助金及び利根町新築マイホーム取得助成金、こちらの制度を実施しまして、今現在、定住促進を推進しているところでございます。これに加えまして、町内で新居を構える新婚世帯に対するお祝いを実施することで、就職、結婚、マイホームの購入といった若者のライフステージの大きな変化に合わせた途切れのない支援につながると考えております。

また、他の自治体では、新婚世帯に対する家賃補助というもので支援している事例もございますので、町としましては、その新婚世帯に対するお祝いも含め、今後の支援策について検討してまいりたいと思います。また、お祝いの部分で商品券や、こちらのほうで直売会をしているところに同じような商品券を使うということもございますし、また、ふるさと納税を知っていただくような形でカタログをお渡しするということもできると思いますので、地域活性化も含めてその辺は検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、課長の答弁の中で、途切れのない支援というワードが出てきました。これは、最も望ましい町の姿勢だと思います。若者をつなぎ止めるためには、やはり途切れのない支援が大変重要になってくると感じます。先ほどおっしゃった、ふるさと納税のカタログを若者にお渡しするという事も、町をアピールするすばらしい取組だと感じます。

さらに、家賃補助というお話がありましたが、全国を調査すると、若者に対する支援というのは、個々の団体で個性もあり、びっくりするような金額や驚くような支援から、本当に真心でささやかな応援であったりと、幅広い対応をしていると感じています。そういった意味では、この新居を構える新婚カップルに対する結婚祝いを町で今後検討されると

いうことは大変うれしく感じますので、ぜひともこの途切れのない支援を現実のものにしていただけることを願いたします。

そこで、町では、新婚カップルが婚姻届を利根町役場に提出された際、町発行の結婚記念証を希望者にプレゼントされています。令和3年度利根町に婚姻届が出された件数は24件、うち利根町に居住された新婚カップルは18件、1年間で18件というのは寂しい気持ちもありますが、これを何とか行政の支援であったり、事業であったりで増やしていくことを願するところです。

結婚記念証を希望された方は12件と聞いています。利根町結婚記念証は郵送または窓口での受け取りになりますが、町長が役場に在庁している際、公務との兼ね合いで可能ならば、新婚カップルに直接手渡しをし、記念撮影やお祝いをお伝えしていただけたらと思います。サプライズで町長自ら新婚カップルを祝うことで、町に対する印象がより強くなり、思い出の一コマとして刻まれ、少しでも行政に目を向けていただけるきっかけづくりにもなるのではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私も役場にいるときは、そうしたいと職員にも話しているところでございます。やろうと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 希望された方が12件、居住された新婚カップルが18件、マックスで町長が3階から下りてきてくださるのが1年間で12回、これを何とか20回、30回に増やしていく方向を目指していきたいと思います。また、受け取られた若いカップルから話題性を呼び、同じ年代の若者に小さな波が広がり、少しでも町に目を向けてくれることを期待するところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町地域公共交通の運行についてお聞きしたいと思います。

初めに、福祉バス停留所の環境整備についてお尋ねいたします。

福祉バス「福ちゃん号」は、役場や保健福祉センターなどの公共施設をはじめ、町内の医療機関や金融機関、商業施設などの近くに設けた停留所を巡回しながら運行しています。どなたでも無料で利用することができ、町民の方からは大変喜ばれている福祉サービスだと認識しています。

路線は、外回り57、内回り41の停留所を運行し、30か所の停留所では、大和交通バス停付近に福祉バス停留所が設置されています。残念に感じているところですが、そのほとんどにベンチや屋根は設置されていません。御利用されている方からは、ベンチや屋根があったらうれしいとの声が多く聞かれました。その理由として、御利用者の中には、バス停まで20分から30分歩かなければならない方もいらっしゃいます。天候や体調など日によっては自宅からバス停まで歩く時間が異なり、早めにバス停に到着した場合には長くバス

を待つこととなります。また、待ち時間とともに、たとえ少ない荷物であっても高齢者の方には大きな負担となり、バス停には荷物を置く場所也没有ありません。

御利用される方のほとんどが、御高齢の方です。福祉バス利用者に対する優しい福祉バス停留所の環境整備を望みたいと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 福祉バスは、町内の公共施設や商業施設、医療機関などの近くに設けた停留所を経由し、料金は無料で運行している巡回バスでございます。現在は、外回りが1日5便、内回りが1日6便運行しており、公共施設へ出向く際や買物をするときなどに御利用いただいております。令和3年度の利用者数は、2台1日平均26人でございます。

御質問にあります、バス停にベンチや屋根、荷物を置ける台の設置についてでございますが、最初に現状について説明させていただきます。

今までに、町が役場のバス停以外にベンチや物を置ける台を設置した経緯はございません。現在、数か所のバス停にベンチがございますが、これらは利用者もしくは地元の方が設置したものだと思います。

次に、福祉バス停留所の環境整備として、ベンチや屋根、荷物を置ける台の設置の考えについてお答えいたします。

現在、バス停は外回りに57か所、内回りに41か所設置してありますが、重複をしている場所を除くと合計64か所ございます。公平性を保つ観点から、バス停にベンチなどを設置する場合、基本的に全てのバス停の両側にベンチや屋根を設置することが望ましいことであると考えております。また、歩道上であれば、歩行者の妨げにならないような道幅の確保、バス停の設置場所である町道、県道、民地など地権者との協議、道路占用許可など考慮すべきことがございます。

さらに、設置に当たっては予算措置も必要となることから、設置箇所については、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 大変よく理解をするところです。実際に私も乗ってみましたので、場所の確保と予算措置、この二つの大きな課題をクリアしなければ、事業展開が難しいということもよく理解をするところです。何か方法を探るというよりも、やはり行政の仕事なので、公平性を重んじることが重要なことになるということもよく理解をするところです。ただ、先ほど課長も最後におっしゃってくださったように、進む高齢化の中で優しい福祉バス停留所の環境整備は目指していただきたいと思います。そのように思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次の質問ですが、福祉バス停留所の増設については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 福祉バスの停留所は、町内全域を回る外回りが57か所、文地区、布川地区を主に回る内回りが41か所設置してあります。

これまでの増設についてでございますが、直近では、平成30年10月に地域の方からの要望により停留所を増設し、これに合わせ時刻表の改正を行っております。このときは外回りで4か所、内回りで2か所の停留所を増設しましたが、一周する時間が延びたことにより、1日の運行便数がそれぞれ1便ずつ減少したという経緯がございます。それ以降、停留所の増設は行っておりませんが、停留所によっては利用者の乗り降りが少ないところがある現状と、停留所の増設で所要時間が長くなり、1日の便数を調整しなければならないことにもなりかねませんので、現時点で停留所は増設せず、現行どおり運行する考えでございます。

今後、福祉バスの停留所を増設する場合には、既存の停留所と要望された場所への設置の必要性、利用状況、運行ルートの変更などを総合的に検討する必要があると考えます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 大変よく理解をいたしました。特に福祉バスの場合には、停留所の設置にも制限や条件が設けられているのではないかと思います。そういった意味で、次の次の質問で、公共施設の質問の最後にコミュニティバスの導入についてお尋ねする部分がありますので、そここのところでもまた触れていきたいと思っております。コミュニティバスの場合には、福祉バスよりも制限もなく、ただ、料金の発生等いろいろな課題があると思っておりますが、福祉バスに関しては、バス停の設置箇所の難しさもありますし、1周する時間の問題もありますので、ある意味全体感に立って、今後の公共施設のことを考えていくべきときも近づいてきているのかなと、そんな印象を課長のお答えで持ちました。

そこで、もう一つ、福祉バスについてお尋ねしたいのですが、福祉バスの乗車制限についてお聞きしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、私も、福祉バス右回り、左回りどちらも乗車してまいりました。福祉バスを運行時刻表どおりに走らせ、親切な対応をされるドライバーの方たちには大いに感謝申し上げます。

私が乗ったときには、最高で7人の乗車でしたが、運行中に定員オーバーが生じた場合、どのような対応をされるのでしょうか。町民活動も少しずつ活発化し、利用が増える可能性もある。今後の対応について、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 福祉バスの年間利用者数は、コロナ禍前の平成30年度が1万52人、令和元年度が1万678人と1万人を超えておりましたが、コロナ禍の影響により、令和2年度は7,315人、令和3年度が6,919人と減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により外出自粛

要請と、これに併せ、公共施設の利用中止の対応を取ったことが影響した数値となっております。

福祉バスの乗車制限についてでございますが、現在、感染症対策による乗車制限は行わず、各車両の乗車定員まで乗ることが可能となっております。なお、乗車定員は、運転手を含め外回りが14人、内回りが10人でございます。

船川議員の御質問にあります、行動制限が緩和され利用者が増えた場合の対応ですが、現行どおりと考えております。全ての便で運転手が各バス停での乗客数を記録しており、次のバス停で何人乗り降りをしたら定員数を超えるか把握することができます。もし次のバス停で乗車定員を超える場合は、別のコースの利用が可能な方には、近い時間の御案内をしております。別のコースが利用できない方には、次の時間までお待ちいただけるか伺い、お待ちいただけない場合は、保健福祉センターの職員が公用車で対応することになっております。

なお、過去に保健福祉センター職員が対応しましたのは2回でございます。

全国的に新型コロナウイルスの感染者が減少しているものの、まだ終息の見通しが立たない状況にありますので、以前のような生活に戻るまでにはまだ少々時間がかかるものと思われまます。行動制限の緩和に合わせ、福祉バスの利用者数が一気に増えるのではなく、徐々に回復するのではないかと考えております。

将来的に乗客数が大幅に増え、2台の福祉バスで対応し切れない状況になった際の対処方法につきましては、今後の検討課題にさせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 大変に丁寧な答弁をいただきましたが、運行中に定員オーバーが生じた場合、つまり近い時間の御要望や御案内をさせていただき、かつ職員が公用車でお迎えに行きお連れすると、その体制が整っているということ伺えたので、この乗車制限についての質問は以上で終わりにさせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。ふれ愛タクシーの乗車方法についてお聞きしたいと思います。

町では、今月初めに、利根町ふれ愛タクシーが令和4年7月1日から変更されるお知らせを町内全戸に配布されました。また、6月の「広報とね」では、「家の前が停留所」と題してふれ愛タクシーの特集が生まれ、ふれ愛タクシーが表紙を飾るなど、町民の方に余すところなくお知らせし、多くの方の御利用を期待する町の姿勢が見受けられます。このような町の取組を支持し、質問をさせていただきます。

ふれ愛タクシーは、予約された利用者の方を1台のタクシーに乗せ、自宅などから希望の目的地まで比較的安い料金で送り届ける公共交通サービスです。基本的には利根町内での運行となりますが、関東鉄道竜ヶ崎駅、龍ヶ崎済生会病院へも直接乗り入れし、令和4年7月からはJ Aとりで総合医療センターへの乗り入れが予定されています。

乗車時における注意点として、乗合タクシーのため、ほかにも同じ便を予約されていた方がいれば、道順に従ってそれぞれの目的地まで運行します。天候や道路状況等により、お迎えや到着時間が遅れる場合がございますので、お時間に余裕を持って予約してください。ふれ愛タクシーがお迎えの場所へ到着後、しばらくたってもお越しにならない場合は、キャンセル扱いとさせていただきますので御注意くださいと示されています。

利根町ふれ愛タクシー運行アンケートの結果を見ると、多くの喜びと感謝の声が読み取れるとともに、増便や新たな乗り入れ先の確保など要望や意見も多く見受けられ、今後も町民サービス向上に向け、よりよい方向へ醸成されることを期待するところです。

その中で、改善方法を探っていただければと感じる声があり、御利用されている方にも聞き取り調査を行ってまいりました。お迎え到着時間の目安の情報を利用者にお伝えし、待ち時間の軽減を図ることはできないのでしょうか。真夏の炎天下や厳寒の真冬、強風や雨足の強い日など、屋外での待ち時間の長さは、高齢者にとっては大きな負担になると考えます。また、ふれ愛タクシーの案内には、お迎えの場所へ到着後しばらくたってもお越しにならない場合、キャンセル扱いとさせていただきますので御注意くださいと記されていることから、同じ時刻便を予約された方の乗車地域が離れている場合など、到着時間が読めず、キャンセルの不安を感じるため、外に出て、より長く待たなければならない可能性があると考えます。

町長から今定例会初日に、令和4年7月1日からふれ愛タクシーの乗り入れ先増設に伴い、1台増車するため乗車時間が軽減されるとの発言がありました。乗車時間の軽減は待ち時間の軽減にもつながると期待いたしますが、変更される具体的な内容も合わせて、ふれ愛タクシーの乗車時における待ち時間の軽減に向けどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

ふれ愛タクシーの1台増車に伴いまして、便数のほうも見直しを行っております。これまでは、ふれ愛タクシーが1便ごとに1台出発をしまして、1日の運行で10台の車が運行をしてございました。町内巡回と龍ヶ崎方面、これを1台で行ってございましたので、待ち時間や乗車時間が増えていたということがございました。7月から1台増車をしまして、JAとりで総合医療センターへ運行を開始いたしまして、その方法としまして、ふれ愛タクシーの1便ごとに、町内便、龍ヶ崎方面便、JAとりで総合医療センター便ということで、3台の車が同時に出発する方法を採用させていただいております。

1日の便につきましては、10便から6便という形になってはいますが、3台が一斉に出発しますので合計18台の運行となります。これまでより8台運行が多くなってございますので、利用者の方の待ち時間も少なくなるかと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 1台増車することによって、随分と利便性の向上が図れるということが、今の課長の答弁で大変よく理解することができました。実際に新しい展開なので、現場に行ってみて、また新たな課題や、町民の方からの御意見や御要望のお声が届く可能性もあるかと思しますので、まずはこの形で、18台ということですのでごいなと思って、今、聞かせていただきましたので、よりよい方向に運行されますことを願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどもちょっと触れました、コミュニティバス導入についてお聞きしたいと思います。

町では、福祉バス「福ちゃん号」や、ふれ愛タクシーによる公共交通サービスに取り組んでいただいています。どちらの事業も御利用される町民の方たちからは御意見や御要望などがありますが、うれしい感謝の声をお聞きしています。また、それぞれのサービスを複合的に御利用いただくことで、さらなる利便性の向上につながると認識しています。

しかしながら、将来的に考えると、団地内や集落など狭隘道路等公共交通空白地帯の解消を目指し、コミュニティバスなどの導入も求められるのではないかと考えます。

コミュニティバス導入についての町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） コミュニティバス導入についてでございますが、コミュニティバスとデマンドタクシーについて、平成19年度に利根町公共交通会議で比較検討し、当町の面積規模、公共交通事情、近隣自治体へのアクセスなどを総合的に勘案した結果、平成20年4月にデマンドタクシーを導入しております。今後も当町の公共交通の状況を町公共交通会議の中で検討していただき、多くの皆さんに利用されるような交通体系の維持に努めたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 平成20年4月にデマンドタクシーを導入し、またこれまでもいろいろな議論をきつと積み重ねてこられたらと思うと思います。ただ、福祉バスとふれ愛タクシーは担当課も違いますし、それぞれの制限があると思います。この進む高齢化の中で、先ほども申し上げましたように、団地内もそうですし、特に離れた集落など大利根交通のバス停もありませんし、もちろん福祉バスの停留所を設置することも条件的にも難しい部分があるかと思えます。

そういった意味では、今、町長がおっしゃったように、全体的に将来を見据えて、コミュニティバスの導入という選択肢も模索しながら、進む高齢化の中で、高齢者の方に町として利便性の高いサービスを提供していただくような体制を取っていただきたいと考えます。

現場で事業を展開される課長は、このコミュニティバス導入について、何か発言ありますか。なければ、次行きます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えさせていただきたいと思います。

公共交通の運行に関しましては、今、利根町におきましては、民間事業者の大利根交通、町のほうではふれ愛タクシーと福祉バス、利用する駅としましては布佐駅、竜ヶ崎駅、取手駅、藤代駅と各方面に利用されているとっております。

先ほど町長からもありましたとおり、町の公共交通会議の中で、平成20年4月にデマンドタクシーを導入しておりますが、10年もたちまして、また大利根バスの便数が少なくなったり、今までとは状況が変わってきていますので、この辺につきましては、また会議の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、課長がお答えくださったことが今後の全てだと思いますので、よろしく願いいたします。

町公共交通に対する今回の質問は以上となりますが、高齢化が進む町の将来像を思うとき、移動手段の確保はますます需要が高まり、町における最重要課題の一つに位置づけられていると認識しています。町民の皆様のお声を丁寧に伺い、行政には誠実な対応が求められていくと強く感じます。町公共交通におけるさらなる利便性の向上を念願するとともに、町民の声が少しでも現場に反映されますことを期待し、これからも町に問いかけていきたいと考えています。

また、先ほど福祉バスのバス停における優しい環境整備についてのお考えをお聞きいたしました。あわせて今後は町内バス停を町の活性化や話題性、売りなどに向けての活用方法を探る取組を視野に入れながら、その対応についてお尋ねしていきたいと考えています。前向きな調査研究にお取り組みいただくことを期待し、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、三つ目の質問、利根町まちなか・商店街活性化事業についてお伺いいたします。

インキュベーション施設における施設整備事業の進捗状況及び今後の対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

5月20日に、議会としてインキュベーション施設を見学させていただきました。おしゃれにアレンジされた内装を目にしたとき、町長、担当課職員はじめ、御尽力された皆様へ感謝するとともに、にぎわうイメージと期待が胸に広がり、町の活性化へ向け成功を祈る思いで拝見してまいりました。

そこで、令和3年第4回定例会における質問時にも申し上げましたが、事業を進めていくにつれ、工期の遅れや方向性の変更など、諸事情により起こり得る可能性は理解しています。施設整備に若干の遅れが見受けられたと感じています。また、インキュベーション施設の活用方法として、チャレンジショップ、インフォメーションセンター、共有スペースがある複合施設を目指しているとされてきました。

活用方法も含め、インキュベーション施設における施設整備の進捗状況及び今後の対応について通告いたしました。昨日の質問で、時系列による進捗状況はお聞きいたしましたので、工期の遅れた理由と共有スペースの活用方法についてお答えいただきたいと思っております。また、6月4日に開催された、先日もちょっと触れられましたが、とねまち0→1BASEお披露目会の様子や手応えなどお伺いしたいと思っております。様子については先日触れていただきましたので、私としては、この手応えの部分が今後のインキュベーション施設、チャレンジショップの事業には大変重要な部分だと思っておりますので、この辺のところをお聞きしたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは、船川議員の御質問にお答えさせていただきます。

この施設の活用方法と今後の対応でございますが、施設には、議員がおっしゃるとおり、チャレンジショップ、インフォメーションセンター、コミュニティスペースの三つがございます。

まず、チャレンジショップにつきましては、町内で開業を目指す方に対し、営業に関する知識やノウハウを習得していただくため、最大1年間の貸出期間を設け、活用していただく施設となっております。施設を借りるためには、町への申請許可が必要となっております。

次に、インフォメーションスペースとコミュニティスペースでございますが、コミュニティスペースは訪れた方が自由に使っていただけるスペースで、この一部を活用し、インフォメーションスペースとして、掲示板やチラシ、パンフレット等の置き場を設けるものでございます。全体のイメージとしては、チャレンジショップは厨房設備も整っておりますので、チャレンジショップに飲食店が開業し、その隣のスペースには町の情報や様々な情報を取得できるスペースとともに、昼食後の休憩や町の情報を取得しながら歓談できるイメージとなっております。

続きまして、6月4日の様子でございますが、一般の方をはじめ、地元の商店街、自治会等の方をお招きしまして、一般の方を含めて約50の方が見学に来ていただきました。その中では、チャレンジショップのほうで、とねまち起業塾の1期生の方々がプレゼンテーションを行っていただきました。4名の方がプレゼンテーションを行っていただきまして、その中では、試食会や試飲会、あとリラクゼーションの体験だったり、フィットネスの体験だったりを行ってくださっております。一般の方も参加していただき、結構盛り上がった様子がありました。

手応えということですが、昨日も花嶋議員の質問でお答えさせていただきましたように、今回、起業塾の1期生の受講者の方々がプレゼンテーションを行いまして、その後には皆様のそれぞれの思いをお話ししていただきました。その中で、町に対して、お店を

出したいという思いがあるという言葉が多くありましたけれども、起業、創業する一歩を踏み出す思いがもう少しなのかなというところと、受皿といたしまして、町としては空き店舗を利用して創業できるような準備を進めているところでございます。その方々にとっても、より出店しやすいようなことを、町としては対応させていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 工期の遅れた理由があれだったのですけれども、大丈夫です、大体想像はつきます。恐らく、戦争もあって物資の供給が難しかった部分等々もあるのではないかと思います。そのお答えは、後ほど伺います。時間も限られますので、次の質問がとても大事なので移らせていただきます。

チャレンジショップ経営者移転先店舗の確保についてお聞きしたいと思います。

チャレンジショップ卒業後、経営者の独立開業に向け、町内空き店舗を活用していただくことが最も重要な取組と認識しています。そのためにも、空き店舗バンクをはじめ、チャレンジショップ卒業者が町内での開業を目指していただける対応が町に求められると考えます。

受皿となる新規開店店舗の準備における進捗状況及び今後の対応について、お考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） お答えさせていただきます。

チャレンジショップ卒業後の受皿についてでございますが、町では、空き店舗の活用によるにぎわいの取戻しを目的に、令和4年3月に茨城県では初となる空き店舗バンク制度を創設しております。この制度は、町内にある空き店舗の情報をその所有者に登録していただき、町公式ホームページ等で紹介することにより、起業や出店を希望する方とのマッチングを図っていこうとするものでございます。

現在、空き店舗が登録申請件数は2件でございます。引き続き、空き店舗所有者へ登録を依頼するほか、ホームページや広報等でも物件登録の周知を図り、登録件数を増やしてまいりたいと考えております。

なお、空き店舗バンク制度を利用できる方は、チャレンジショップを卒業された方だけに限らず、町内の空き店舗を活用して起業や出店を希望されている方であれば、どなたでも利用ができます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 町内での新規開店店舗を確保するために、この空き店舗バンクというのを創設されたことは、大変強く支持をしたいと思います。恐らく利根町だけではなく、いろいろなところで同じような課題を抱えている、それが現実ではないかと思います。その中で、先進的な取組をされた部分は強く支持をしたいところですが、時間もあり

ませんので、最後に発言をさせていただいて、終わらせていただこうと思います。

この事業は、町の活性化を目指し、町での開業、そしてその先にある定住を目的とされていると理解をしています。そのためにも、町内で開業できる具体的な支援や、その支援を利用するに当たっての制限等が求められると考えます。

町では、起業塾、チャレンジショップ、空き店舗バンクと道筋をつけていただいていると認識をしていますが、町内での開業、定住を現実のものにするためには、行政による多角的な課題に対し、全体感に立っての課題解決に向けた多様な対応が求められると考えます。

チャレンジショップの運営一つにしても、こちらで飲食をし、こちらに人がいて、その人たちはお菓子を食べてもいいのでしょうか。水分補給してもいいのでしょうか。6人、7人、8人と女性が集まったときに、話題にもよるかもしれませんが、大変元気になり、こちらのお店との兼ね合いはどうなのか。利用するに当たって、どのような対応していくのか。チャレンジショップ一つとっても、きめ細かくルール化していかなければならないことは山ほどあると思います。

また、空き店舗のマッチングというのが町の役割だとしても、現実には費用がなければどちらも前へは進めない、要するにお店を提供するほうも借りるほうも、どちらも費用がなければ前へ進めない事業だと考えております。このチャレンジショップ卒業者が、利根町で開業、定住を現実のものとする環境づくりを推進されますことを願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日6月9日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回6月10日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午前11時00分散会